

資料6 関連年表1：国籍に関する法制度について

1871年4月4日	太政官布告第170号公布	「全国総体の戸籍法」として「壬申戸籍」が編製されることとなった。居住地を本籍として、人民は戸籍への登載によってはじめて「国民」として把握され、そこから漏れた者は国家の保護に浴することなく「国民の外」に放逐されるとして、戸籍による登録の強制力を創出しようとするものであった。
1873年1月22日	徴兵令。「国民皆兵」の原則。	
1873年3月14日	「外国人民ト婚姻差許条規」（太政官布告第103号）公布。	男性本位の夫婦国籍同一主義。外国人の妻となった日本人は日本国籍を失う、外国人で日本人の妻となった者は日本国籍を取得することなどを規定していた。
1889年2月11日	大日本帝国憲法公布。1890年11月29日施行。	第18条「日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」（国籍法定主義）。伊藤博文「憲法義解」（1889年）は同条について「日本臣民たるに二つの類あり。第一は出生に因る者。第二は歸化または其の他法律の効力に依る者。」と解説（甲160）。
1895年	万国国際法学会、ケンブリッジ会期。	「全ての人は1つの国籍をもたなければならない」「何人も二つの国籍を持つことはできない」という二個の原則を議決（甲11）。
1898年	民法修正案理由書附法例修正案国籍法案不動産登記法案各理由書	第20条「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」 提案理由「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ国籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス国籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」（甲17）
1898年	国籍法典調査会	梅謙次郎委員「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラヌ」（法典調査会速記録42頁、甲25） 古賀廉造委員「之ハ私カ想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重国籍ノ最モ憂フヘキコトハ徴兵令テアリマス」（法典調査会速記録93頁）
1899年4月1日	旧国籍法施行。	父系血統主義、妻が夫の国籍に随従する形での夫婦国籍同一主義、家族国籍同一主義。複数国籍防止は重視されていなかった。養子縁組による日本国籍の当然取得を認める立法は、日本と中華民国（1929年国籍法）以外にその例をみないものであり、入夫婚姻による日本国籍の当然取得に至っては、制度自体が諸外国にないものであった。旧国籍法にはこうした場合の複数国籍発生を防止する規定はなく、「我が国固有の家族制度への配慮を重国籍防止よりも優先した結果」であった。
1916年	一定の場合に国籍離脱を認める条文を国籍法に追加。	出生地主義の国で生まれ現地国籍を取得した場合について。
1930年	国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約（国籍法抵触条約）	1895年万国国際法学会が決議した原則については、拘束力のない前文で「理想」として言及するのみで、複数国籍を防止する仕組みは設けなかった。背景には、移民送り出し国（イタリア等、自国民の確保を優先）と移民受け入れ国（米国等、原国籍の消滅を希望）の対立があった（甲35、36）。 日本政府は、韓国併合以降、朝鮮人を日本国籍を持つ者と扱うこととしながら、「独立運動の取締りのためにあくまで朝鮮人を日本国籍に縛っておくため」に、複数国籍を容認する政策をとっており、国籍法抵触条約起草過程において、複数国籍防止に向けられた条約基礎案第16（外国帰化による国籍喪失条項）、第15（二重国籍者の国籍離脱条項）に対し、これらを制限的にする修正案を支持する態度を貫き、原則を緩和した条約にすることに成功した、と評されている（水野直樹「国籍をめぐる東アジア関係―植民地期朝鮮人国籍問題の位相―」（2001年）、甲37）。 日本は未批准。
		兒玉政介『新国籍法論』（1937年、甲36、94、169。内務省内で満州国国籍法草案を検討した兒玉が、満州国国籍法の制定は“先進諸国の立法例”を参酌しその国独自の主義主張を按配して理想的法制を制定すべき絶好の機会であると考えて出版した文献）によると、兒玉が同文献で参照した外国34カ国の国籍法令のうち、外国国籍取と同時に旧国籍を失うべきと定める国として挙げられているのは9カ国のみ（日本を含めると10カ国）。兒玉は、外国国籍取と同時に旧国籍を失うとする要件は「二重国籍防止の為め必要缺くべからず規定であるが各國の立法例に於いては必ずしも之を一要件として規定して居らぬのである。」と解説。
1933年3月27日	日本、国際連盟脱退を表明。	
1935年3月27日	日本の国際連盟脱退、正式発効。	
1945年10月24日	国際連合憲章発効。	
1946年6月～	憲法制定に向けた議会での議論。	
1946年11月3日	日本国憲法公布。	
1947年5月3日	日本国憲法施行。	
1948年12月10日	世界人権宣言採択。 専断的（恣意的）な国籍剥奪禁止原則（15条2項）	15条1項 すべての人は国籍への権利を有する。 2項 なんびとも、専断的（恣意的）にその国籍を奪われてはならず、その国籍を変更する権利を否定されてはならない。
1950年5月4日	新国籍法施行。	

1951年9月8日	サンフランシスコ講和条約調印。	前文「日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、／連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、／よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、……協定した。」
1952年4月28日	サンフランシスコ講和条約発効。	
1954年	国際法委員会年報第2巻	国際法委員会が国連事務総長の求めで作成した1954の報告書は、国籍法に関する国際法上の原則として存在しうるのは、国籍を誰に付与するかは各国がその主権をもって定めるということのみであると結論づけた。(甲26-1)
1963年	ストラスブール条約	「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」 2000年にヨーロッパ国籍条約が発効する前に同条約を批准した12カ国のうちイギリス、アイルランド、スペインの3カ国は、兵役義務に関する第2章のみを批准し、複数国籍削減に関する第1章は批准しておらず、第1章を批准したドイツとイタリアは、批准に際して、複数国籍の防止解消を徹底しないこととなる留保を行なっている。(スウェーデンは、ヨーロッパ国籍条約発効後に第2章のみを批准。)
1985年1月1日	改正国籍法施行。	女性差別撤廃条約批准を受けて、父母両系血統主義を採用し、増加が見込まれる複数国籍については本人の意思を尊重して解消を図る選択制度が導入された。日本国籍取得の際の原国籍離脱要件の例外が設けられた。
1997年	国籍に関するヨーロッパ条約採択(2000年3月1日発効)	出生や婚姻により複数国籍となった場合には、これを容認しなければならない旨の規定が設けられた。
2008年6月4日	最高裁大法廷国籍法3条1項違憲判決	認知による日本国籍取得について生前認知でないと取得できないとする国籍法が憲法14条1項違反とされた。
2008年	衆議院「国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 4 本改正により重国籍者が増加することにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
2008年	参議院「国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 5 本改正により、重国籍となる子供が増加する事態が起こり得ることにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。
2008年11月19日	日弁連「国籍選択制度に関する意見書」	
2016年6月30日	国連人権理事会決議「人権と国籍の専断的(恣意的)剥奪」	「アイデンティティーへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」(第11項)(甲19-1)
2020年5月	国連難民高等弁務官事務所「無国籍に関する第5ガイドライン」	「専断的(恣意的)な国籍剥奪」を防止するためのガイドラインを含む。①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること(パラグラフ92、93)、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること(パラグラフ94～96)、③適正な手続に従うこと(パラグラフ97～105)、のすべてを満たす必要がある。このガイドラインは、国籍法11条1項が適用される場合のように、国籍の喪失・剥奪が法律の定めによって自動的に生じる場合はもちろん、国籍の喪失・剥奪の結果として無国籍にならない場合にも適用される(脚注88、パラグラフ95)。(甲159-1)
2021年9月16日	日弁連「日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件 調査報告書」(勧告書 日弁連総第25号)	甲198